

答申第 177 号

平成 16 年 3 月 22 日

神奈川県公安委員会
委員長 石井 明 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 6 月 11 日付けで諮問された特定の警察署交通課全職員の年齢・本給等非公開の件（諮問第 259 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

給与計算マスタダンプリストに記録された特定の警察署の交通課全職員の生年月日、階級、給料月額、給与支給総額及び時間外勤務手当額を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の警察署の交通課全職員の生年月日、階級、給料月額、給与支給総額及び時間外勤務手当額に係る情報（以下「本件請求対象情報」という。）が記録された給与計算マスタダンプリスト（以下「本件行政文書」という。）を神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、平成15年5月22日付けで非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、警察本部長が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号に該当するとして非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

(ア) 不服申立人が公開請求した情報は、特定の警察署の交通課全職員の年齢、階級、本給、総支給額及び超勤手当の額である。実施機関は、このうち年齢を生年月日と特定して、公開拒否決定通知書には、年齢ではなく生年月日と記載しているが、これは、不服申立人が行った公開請求（以下「本件公開請求」という。）の趣旨を誤解したものである。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については、公開する旨を規定している。実施機関は、本件請求対象情報が階級を除いて同号ただし書ウに該当しないため非公開とした旨説明しているが、不服申立人は職務に関連しない住所、氏名及び生年月

日については公開請求をしていないのであるから、本件公開請求に係る情報は同号ただし書ウに該当し、公開すべきである。本件処分は、条例に違反しており、違法又は不当であると考える。

イ その他

最近、凶悪犯罪の摘発率は、極めて悪化している。交通課職員は、税金を無駄遣いするような時間外労働による速度取締りなど行うべきでない。そのような時間と労力があれば、凶悪犯罪の摘発に全力で取り組むべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、神奈川県警察職員(以下「警察職員」という。)の給与明細書を作成するための基礎データとして、電磁的記録の方式により管理している給与計算マスタダンプリストである。本件行政文書に記録された本件請求対象情報のすべてを非公開とした。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 給料月額、給与支給総額及び時間外勤務手当額は、個人の所得等に関する情報であり、その内容及び性格に照らせば、他人に知られたくない個人に関する情報に該当する。

(イ) 本件請求対象情報は、人数が限られた職場における情報であるため、各々を組み合わせることにより、容易に特定の個人が識別され、又は識別され得ることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

公務員等の職務の遂行に関する情報のうち「当該職務遂行の内容に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいうとされていることから、階級を除く生年月日、給料月額、給与支給総額及び時間外勤務手当額は、「当該公務員等の職務遂行の内容に

係る情報」には含まれず、条例第5条第1号ただし書ウには該当しない。

ウ 請求対象として生年月日を特定したことについて

行政文書の特定は、公開請求の趣旨をしんしゃくし、請求者の意向に沿うべく行っている。本件行政文書も年齢、階級、本給、総支給額及び超勤手当の額という請求内容に最も適した情報として給与計算マスタダンプリストから生年月日、階級、給料月額、給与支給総額及び時間外勤務手当額を抽出して、特定したものである。一般的に生年月日は、年齢と同等の意味を有するものであり、仮に本件行政文書に年齢の項目が存在したとしても非公開となる。

(3) 条例第6条第1項該当性について

階級は、条例第5条第1号ただし書ウにより公開すべき情報であると考えられるが、本件行政文書に記録された階級は、コード表記されており、階級コードのみを一部公開しても無意味な文字、数字等の羅列となり、条例第6条第1項に規定されている「公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」には当たらないと判断したため、本件行政文書全体を非公開とした。その理由は、本件公開請求の趣旨が、警察職員一人一人の年齢及び階級を含む給与額等の一括した情報に対する公開請求であり、階級コードのみを公開しても本件公開請求の趣旨には沿わないと考えられるからである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法等

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

なお、不服申立人については、意見陳述を希望しなかったため、口頭による意見聴取を行わなかった。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、警察職員の給与明細書を作成するための基礎データとして実施機関が管理している給与計算マスタダンプリストであり、実施機

関は本件行政文書に記録された本件請求対象情報のすべてについて非公開とした。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。したがって、同号本文は、個人情報は明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文で定めたものと解される。

(イ) 次に掲げる情報は、人数が限られた職場における警察職員に係る情報であって、各々を組み合わせ、又は容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報となることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- a 生年月日
- b 階級
- c 給料月額
- d 給与支給総額
- e 時間外勤務手当額

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとしている。

(イ) 前記ア(イ)に掲げた情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報又はた

だし書工の人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア、イ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

a 本件請求対象情報のうち、階級は、「公務員等の職」に係る情報であると認められることから、同号ただし書ウに該当すると判断する。

b 本件請求対象情報のうち、給料月額、給与支給総額及び時間外勤務手当額については、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められない。また、生年月日についても「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められない。したがって、これらの情報は、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(エ) 請求対象として生年月日を特定したことについて

不服申立人は公開請求した情報のうち、実施機関が年齢を生年月日と特定して、公開拒否決定通知書に年齢ではなく生年月日を記載したことについて、本件公開請求の趣旨を誤解している旨主張するが、年齢は、生年月日から容易に計算できるため、年齢と同等の意味を有すると考えられることから、実施機関が公開請求の趣旨をしんしゃくして、年齢に代えて生年月日を本件請求対象情報として特定したとしても、公開請求の趣旨に沿わないものではないと認められる。したがって、年齢に代えて生年月日を請求対象として特定した実施機関の判断は、妥当性を欠くものとは解されない。

(4) 条例第6条第1項該当性について

ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行

政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開をしなければならないと規定している。

イ 本件公開請求の趣旨は、特定の警察署の交通課職員ごとの年齢及び階級に対応する給料月額、給与支給総額及び時間外勤務手当額に関する情報の公開を求めるものであると認められる。したがって、条例第5条第1号ただし書ウにより、階級のみを他の情報と分離して公開したとしても、請求の趣旨に沿うものとは認められず、本諮問案件においては、同項に規定する「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」には該当しないと判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 6 月 11 日	諮問
6 月 16 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 16 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7 月 23 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
12 月 17 日 (第 28 回部会)	審議
平成 16 年 1 月 13 日	指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
2 月 2 日 (第 30 回部会)	審議
2 月 19 日 (第 31 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	獨協大学教授	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
田中 隆三	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	東京都立大学教授	会長職務代理者 部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成16年3月22日現在）（五十音順）